

## 子育て世帯臨時特例給付金

## 支給要件等

## ●支給対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付\*を受給
  - ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表の限度額目安未満かどうか）
- \*特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5千円を支給しているものです。

＜児童手当の所得制限限度額表＞

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円

## ●対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童です。

ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童と生活保護の受給者となっている児童等を除きます。

## ●支給額

対象児童1人につき1万円

## ●申請書の提出

申請期間 平成26年6月2日(月)～9月30日(火)(必着)

対象者には、6月上旬に子育て支援課から申請書を郵送しますので、下記窓口へ提出してください。ただし、公務員の方は職場で申請書および証明書を発行してもらい町へ提出してください。



## 子育て世帯臨時特例給付金の問い合わせおよび提出先

子育て支援課窓口（役場庁舎1階） ☎048・581・2121（内線251）

## 臨時福祉給付金

## 支給要件等

## ●支給対象者

基準日（平成26年1月1日）に寄居町に住民票のある方で、平成26年度分の住民税（均等割）が課税されていない方が対象です。

ただし、住民税（均等割）が課税されている方に扶養されている場合や生活保護の受給者である場合等を除きます。

## ●支給額

- ・1人につき1万円
- ・次の加算対象者は1人につき5千円を加算

## 《加算対象者》

- ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者\*1
  - ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など\*2
- \*1. 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いのある方が対象です。  
\*2. 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

## ●申請書送付の申し込み

6月中旬に、基準日（平成26年1月1日）に寄居町に住民票のあった世帯主の方を対象に、「申請書送付申込書兼同意書」を郵送しますので、5頁の対象者診断チャートにより支給対象となる方は、返信用封筒で返送してください。

※ご本人の同意なく課税・非課税の確認はできないため、支給対象とならない課税世帯にも送付しますがご理解願います。

## ●申請書の提出

申請期間 平成26年6月30日(月)～9月30日(火)(必着)

「申請書送付申込書兼同意書」を提出した方で、支給要件が確認できた場合、順次「申請書（請求書）」を郵送しますので、下記窓口へ提出してください。

## 臨時福祉給付金の問い合わせおよび提出先

健康福祉課「臨時福祉給付金」窓口 ☎048・581・2121(内線126・127)

6月30日(月)～7月31日(木) 役場庁舎2階201会議室

8月1日(金)～9月30日(火) 役場庁舎2階すぐやる課奥

※7月中の木曜日の午後5時15分～7時は、1階の健康福祉課で申請書の受付を行います。

## ご注意ください

- ・受け取ることができるのは、どちらか1つの給付金です。
- ・申請期間外の申請や基準日（平成26年1月1日）時点で寄居町に住民票がない方の申請は受け付けられません。
- ※一定の住居を持たない方で、いずれの市区町村にも住民票がない方については、平成26年1月2日以降であっても住民票の手続きを行えば申請を行うことができます。
- ※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに寄居町にお住まいの方については、寄居町で申請を受け付けることができますのでご相談ください。
- ・申請期間等は市区町村により異なります。寄居町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村へ問い合わせるか、ホームページなどで確認してください。
- ・高齢基礎年金等、臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当等の裁定等の請求が可能でまだ行っていない方は、9月30日(火)までに裁定等の請求を行っていただく必要があります。

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省の職員などを騙った電話がかかってきたり、郵便が届いたりした場合は、迷わず寄居町役場や寄居警察署（☎581-0110）、または警察相談専用電話（#9110）へご連絡ください。

## 両給付金共通事項

## ●申請に必要なもの

- ・本人確認書類
  - ・運転免許証や旅券、写真付き住民基本台帳カード、健康保険証等の写し
  - ・指定した口座が確認できる書類
  - ・金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し
- ※子育て世帯臨時特例給付金で、児童手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。

## ●給付金の受取方法

申請書に記載した指定口座に入金されます。なお、海外で開設した金融機関口座には振り込めません。また、長期間使用していない口座には振り込めないことがありますので、普段使用している口座を指定してください。

## ●制度に関する問い合わせ

厚生労働省(2つの給付金に関する専用ダイヤル)

☎0570・037・192